

第4回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和元年9月27日（金）9時40分～9時48分

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

菅官房長官、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、岡田官房副長官、杉田官房副長官、西川内閣官房参与、古谷副長官補、江島内閣審議官、浅沼厚生労働省生活衛生・食品安全審議官、塩川農林水産省食料産業局長、永山農林水産省消費・安全審議官、後藤国税庁審議官、飯島外務省経済局審議官、渡邊経済産業省貿易経済協力局審議官、佐藤総務省大臣官房審議官、瓦林国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官

4. 議事概要：

○ 農林水産省から、（資料1）を用いて農林水産物及び食品の輸出を促進するための法律案の骨子について、（資料2）を用いて輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化（工程表）の進捗状況について、次のような説明があった。

・農林水産物及び食品の輸出を促進するための法律案について

第1に、農林水産大臣を本部長とした「農林水産物・食品輸出本部」を農林水産省に設置する。本部では、輸出促進に関する実行計画の作成と進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行う。

また、本閣僚会合でとりまとめられた工程表が、この実行計画になることを想定している。

第2に、輸出を円滑化するため、主務大臣及び都道府県知事等がこれまで法定化されていなかった輸出証明書の発行、生産区域の指定、加工施設の認定を行えることとする。

また、民間の登録認定機関が施設の認定を行えることとし、認定を加速化していく。

第3に、輸出に取り組む事業者に対する支援措置を講じる。具体的には、輸出事業者が作成した輸出事業計画を農林水産大臣が認定し、日本政策金融公庫による融資や債務保証等の支援を受けられることとする。

その他所要の改正を行うこととしている。

・輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化（工程表）の進捗状況について

本年6月には101項目の課題があったが、現時点で、101項目のうち、21項目で対応を完了し、80項目が対応中となっている。また、新たに6項目を追加したのでいくつかご紹介する。

・牛肉処理施設のHACCP認定については、新たに米国向けが3施設、EU向

けが3施設、認定を取得した。

- 本年8月からタイ向け青果物の輸出に必要な適合証明書の発行については、11県及び1民間検査機関が発行体制を構築済み。
- 相手国との協議により、放射性物質規制の撤廃又は緩和した国が3カ国あるほか、シンガポール向け家きん肉等が輸出解禁となっている。
- その他、EPAの原産地証明書の発行の簡素化も対応済み。
- 中国のペットフードの輸出解禁協議など、新たに6項目が追加された。今後も、工程表に沿って課題解決に取り組んでいく。

- これを受けて、加藤厚生労働大臣から、以下のような発言があった。
 - 厚生労働省としては、6月の工程表策定以降、EU向けの牛肉輸出施設を3件認定するといったかたちで、工程表に従って、着実・迅速な対応に努力している。また、7月には人員体制の強化を行い、省内の体制も整えつつある。
今後、施設の整備段階から、農林水産省・自治体・事業者と協議を行い、スピード感をもって進めていきたい。
 - また、更なる輸出拡大には、新たな法制度のもとで、輸出先国や品目の優先順位を明確に定め、政府一体となって戦略的に進めることが大変重要であり、厚労省としても、食品安全を所管する立場から積極的に対応していきたい。
- これを受けて、江藤農林水産大臣から、以下のような発言があった。
 - 本日の閣僚会議で御議論いただいた農林水産物・食品の輸出の促進に関する新たな法制度については、速やかに閣議決定し、国会に提出できるよう準備を進めていく。
 - 工程表については、食肉処理施設の認定など21項目が対応済みとなるなど成果を上げている。また、新たに輸出拡大に向けた課題が6項目追加された。
 - 今後も、工程表に基づき、私の責任の下で、関係省庁と連携して、スピード感を持って取り組んでいく。
- これを受けて、菅官房長官から以下のような発言があった。
 - 安倍政権として地方創生の重要な柱として、農林水産品の輸出を促進してきた。政権発足前は年間約4,500億円だったが、昨年には9,000億円を超えている。
 - 一方で、輸出額が急増するにつれて、例えば、欧米向けの牛肉輸出に必要な処理施設の認定について、厚労省や都道府県の対応が追い付かず、認定が完了しない施設が多数生じるなどの問題がある。
 - 本日の会議では、各省庁が一体となって農産品の輸出の障害を解消し、輸出を大きく拡大させるための新たな法案を議論した。この法案では、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、これまで各省庁に分かれていた輸出先国との協議、加工施設の認定などをこの本部が統括し、実行計画を

作って各省庁や都道府県が速やかに実施する体制を構築する予定。

- また、法案に先立って、この閣僚会議を4月に立ち上げて以来、輸出の障壁となっている約100項目を速やかに解決すべく「工程表」を作成して随時更新しており、すでに輸出向け牛肉施設が新たに6施設認定されるなど、成果が上がっている。
- 今後とも農産品の輸出拡大に向けて、スピーディに取り組み、農林水産業の成長産業化と地方創生を実現したい。

(以上)